

答弁書第八九号

内閣参質一八〇第八九号

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員若林健太君提出公職選挙法違反の疑いのある事案の捜査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員若林健太君提出公職選挙法違反の疑いのある事案の捜査に関する質問に対する答弁書

警察においては、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づいて適切に対処すること
としているが、お尋ねについては、捜査機関の具体的活動内容に関わる事柄であり、答弁は差し控えたい。

